第三節　異議等（第三十二条―第三十六条）
第四節　補則（第三十七条―第四十条）
第七章　雑則（第四十一条）
附則

（民事訴訟規則の準用）

第十九条　法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人の規定を除く。）及び第四節並びに第七章（第五十二条の十第一項第二号及び第二項並びに第五十二条の十二第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第四十一条第一項において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定」と読み替えるものとする。

［２　略］

（主張書面の提出の方法等）

第二十六条　当事者は、その主張を記載した書面（第三十条において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

［２～４　略］

（証人等の宣誓）

第二十七条　証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。

２　宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

３　第一項の宣誓は、裁判長が、証人に対し、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、証人がこれを述べることができないときは、裁判長は、証人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。次項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

４　裁判長は、相当と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

５　裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

６　前各項の規定は、当事者本人の尋問及び損害賠償命令事件において当事者を代表する法定代理人の尋問について準用する。

（鑑定人の宣誓）

第二十八条　鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

第三節　異議等（第三十条―第三十四条）
第四節　補則（第三十五条―第三十八条）
第七章　雑則（第三十九条）
附則

（民事訴訟規則の準用）

第十九条　法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人の規定を除く。）及び第四節並びに第七章（第五十二条の十第一項第二号及び第二項並びに第五十二条の十二第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）第三十九条第一項において準用する刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第六十条の規定」と読み替えるものとする。

［２　同上］

（主張書面の提出の方法等）

第二十六条　当事者は、その主張を記載した書面（第二十八条において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

［２～４　同上］

［新設］

［新設］